

**解答解説**

# **2024年度前期・社福国試対策**

## **権利擁護を支える法制度**

次のうち、日本国憲法における社会権として、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 財産権
- 2 肖像権
- 3 教育を受ける権利
- 4 団体交渉権
- 5 自己決定権

### Point

日本国憲法（以下、憲法）における社会権に関する知識を問う設問であり、五つの選択肢から二つを選択するものである。落ち着いて設問をよく読んで、一つしか解答しないようなミスは絶対に避けなければならない。「社会権」には、さまざまな解釈があるが、国が国民個々人の生存に責任を負う（いわゆる福祉国家）場合、国民が国に対し社会保障施策等を要求し得る基本的権利を指すことが多い。憲法では、第25条に「生存権」、第26条に「教育を受ける権利」、第28条に労働三権（団結権・団体交渉権・団体行動権）が規定されている。社会権は、社会福祉士等のソーシャルワーカーがクライエントを支援するための前提となる法律知識であるため、テキストによる基本的理解が大切である。

- 1 × 財産権は、社会権ではない。財産権は、経済的自由権の一つであり、財産的価値を有する権利の総称である。
- 2 × 肖像権は、社会権ではない。肖像権は、幸福追求権の一つであり、例えば本人の了解なしに勝手に写真を撮られたり、その写真がインターネット上に無断で公表されたりすることを防ぐためのものである。
- 3 ○ 教育を受ける権利は、社会権の一つであり、憲法第26条第1項において「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定されている。
- 4 ○ 団体交渉権は、社会権の一つであり、憲法第28条において「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と規定されている。労働者は、使用者に対してどうしても弱い立場にあるため、労働者と使用者が対等の立場で交渉できるようにするためのものである。ちなみに、この権利をより具体化した法律として、労働基準法・労働組合法・労働関係調整法のいわゆる「労働三法」が設けられている。
- 5 × 自己決定権は、社会権ではない。自己決定権は、幸福追求権の一つであり、個人の意思（意志）により自分自身の生き方に関する事象について、自らが自由に決定することができる権利をいう。これは、ソーシャルワークにおいても重要な権利である。医療の世界では、インフォームド・コンセントという患者に対する病状の説明と、治療方針に関する患者の同意が基本的な約束事となっている。また、ソーシャルワークにおいても、クライエントを代弁するというアドボカシーの考え方を具現化するために、クライエントの自己決定を尊重するという姿勢が求められる。

解答 3 4



## 【権利擁護と成年後見制度】



事例を読んで、Hの相続における法定相続分に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

### 〔事例〕

Hは、多額の財産を遺して死亡した。Hの相続人は、配偶者J、子のK・L・M、Hよりも先に死亡した子Aの子（Hの孫）であるB・Cの計6人である。なお、Lは養子であり、Mは非嫡出子である。Hは生前にMを認知している。

- 1 配偶者Jの法定相続分は3分の1である。
- 2 子Kの法定相続分は6分の1である。
- 3 養子Lの法定相続分は7分の1である。
- 4 非嫡出子Mの法定相続分は8分の1である。
- 5 孫Bの法定相続分は7分の1である。

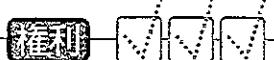
### Point

相続における法定相続分に関する設問である。相続とは、「人の死亡を契機として財産が移転すること」をいい、日本では民法において相続権のある親族について規定している。相続権の第1順位は配偶者及び子である。子がない場合は第2順位として父母が相続人となり、子も父母もない場合は第3順位として兄弟姉妹が相続権を有することとなる。なお、子が死亡している場合には孫が、兄弟姉妹が死亡している場合は、その子である甥姪が代襲相続人となることが規定されている。民法上の相続の内容を正しく理解しておく必要がある。

- 1 × 「配偶者の法定相続分」は3分の1ではなく、2分の1である。
- 2 × 子Kは実子で、Hの子ども4人のうちの1人である。配偶者が2分の1を相続し、残りの2分の1を4人で配分するため、子Kの法定相続分は、6分の1ではなく、8分の1となる。
- 3 × 養子縁組が成立している場合、法律上は実子とみなされるため、養子と実子は同一の権利を有する。そのため、養子Lの法定相続分は実子と同様の8分の1となる。
- 4 ○ 父親に認知された非嫡出子の法定相続分は、嫡出子と同じである。父が認知しなければ、父と非嫡出子との間に法律上の親子関係は生じない。非嫡出子の親権は、原則として母が単独で行使することになる。非嫡出子は、原則として母の氏を称するが、家庭裁判所の許可を得て父の氏へ変更することが認められる。非嫡出子は、氏を称する側の親の戸籍に入ることになる。ただし、父が非嫡出子を認知した場合、父の財産を相続することが可能になる。したがって、本事例の場合は、正しい記述となる。
- 5 × 子が死亡している場合は、孫が代襲相続人となる。そのため、Hよりも先に亡くなっている子Aの子（Hの孫）であるBとCが代襲相続人となり、本来Aが相続する財産を相続することとなる。BとCの2人で折半することとなるため、孫Bの法定相続分は、8分の1の半分の16分の1となる。

解答 4

## 【権利擁護と成年後見制度】



遺言に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 成年被後見人は、事理弁識能力が一時回復した時であっても遺言をすることができる。
- 2 自筆証書遺言を発見した相続人は、家庭裁判所の検認を請求しなければならない。
- 3 公正証書によって遺言をするには、遺言者がその全文を自書しなければならない。
- 4 自筆証書によって遺言をするには、証人2人以上の立会いがなければならない。
- 5 遺言に相続人の遺留分を侵害する内容がある場合は、その相続人の請求によって遺言自体が無効となる。

## Point

遺言に関する設問である。遺言とは、「満15歳に達した者が、自分（被相続人）の相続財産を誰にどのように取得させるかを生前に定めることができる」制度である。遺言は、法律によって定められた事項を記載し、遺言書を作成することにより周知される。遺言には、自分で内容を記入する「自筆証書遺言」と、公証役場で証人2人の立会いのもとで作成する「公正証書遺言」がある。遺言では法定相続人のみならず、誰に対して財産を取得させるのか、個人法人問わず自由に決めることができ、これを「遺贈」という。

- 1 × 医師2人以上の立会いがあれば、遺言をすることは可能である。民法（以下、法）第973条において、「成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師2人以上の立会いがなければならない」と規定されている。
- 2 ○ 選択肢のとおり。法第1004条に「遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者がない場合において、相続人が遺言書を発見した後も、同様とする」と規定されている。
- 3 × 遺言者が全文を自書することが必要となるのは、自筆証書遺言である。公正証書遺言については、公証役場において遺言者が公証人に遺言の内容を伝え、公証人が筆記した遺言の内容を遺言者及び証人に読み上げ、筆記の内容が正確であれば署名捺印をすることにより成立する（法第969条）。
- 4 × 証人2人以上の立会いが必要なのは公正証書遺言であり、自筆証書遺言には該当しない。
- 5 × 遺留分とは、遺言によっても奪うことのできない遺産の一定割合の留保分をいう。遺留分権利者が、遺言でその権利が侵害されている場合、権利を取得する者に対して遺留分を請求することができる（法第1046条）。しかし、遺言自体が無効となるわけではない。また、これは自らの権利が侵害されていることを知ってから1年以内に行使しなければならない。

解答 2



## 【権利擁護と成年後見制度】



事例を読んで、Dさんについての後見開始の審判をEさんが申し立てた主な理由として、最も適切なものを1つ選びなさい。

### [事例]

Dさん（80歳）は、子のEさんが所有する建物に居住していたが、認知症のため、現在は指定介護老人福祉施設に入所している。Dさんの年金だけでは施設利用料の支払いが不足するので、不足分はEさんの預金口座から引き落とされている。施設で安定した生活を営んでいるものの医師からは白内障の手術を勧められている。近時、Dさんの弟であるFさんが多額の財産を遺して亡くなり、Dさんは、Dさんの他の兄弟とともにFさんの財産を相続することとなった。Eさんは、家庭裁判所に対しDさんについて後見を開始する旨の審判を申し立てた。

- 1 Dさんの手術についての同意
- 2 Dさんが入所する指定介護老人福祉施設との入所契約の解約
- 3 Dさんが参加するFさんについての遺産分割協議
- 4 Dさんが入所前に居住していたEさん所有の建物の売却
- 5 Dさんの利用料不足分を支払っているEさんの預金の払戻し

### Point

成年後見制度利用の申立て理由に関する設問である。成年後見人等は本人の「最善の利益」を求めるものであり、申立て理由もこの理念に基づくものでなければならない。ちなみに、毎年、最高裁判所事務総局家庭局が集計する「成年後見関係事件の概況」に、主な申立ての動機別件数と割合が明記されている。2023年（令和5年）1月から12月の1年間では「預貯金等の管理・解約」が3万7531件（全体の約31.1%）と最も多く、次いで、「身上保護」が2万9330件（約24.3%）、「介護保険契約」が1万7293件（約14.3%）、「不動産の処分」が1万4235件（約11.8%）、「相続手続」が1万300件（約8.5%）の順となっている。

- 1 × 手術についての同意は、成年後見人等の権限にはないとされており、申立ての理由とはならない。
- 2 × Dさんは、白内障の手術の必要性、施設利用料の支払い等について検討しなければならない状況であるものの、指定介護老人福祉施設で安定した生活を送っているとあり、居住環境の変化が本人の心身及び生活に影響を与えることも考えられる。成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事項を行うにあたっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならず（民法（以下、法）第858条）、入所契約の解約を理由に申立てをすることは適切でない。
- 3 ○ Dさんは弟であるFさんの相続人であり、ほかの兄弟との遺産分割協議において、不利益にならないためにも申立ては必要である。また、相続した財産を、施設の利用料等の支払いにあてることも検討する必要があると考えられる。
- 4 × Eさん所有の建物の売却については、Dさんの成年後見人等の権限の及ぶ範囲ではないため、申立ての理由とはならない。Dさん所有の建物である場合は、本人の最善の利益のためであれば、家庭裁判所の許可を得た上で成年後見人が売却等ができるとされている（法第859条の3）。
- 5 × Eさんの預金の払戻しについては、Dさんの成年後見人等の権限の及ぶ範囲ではないため、申立ての理由とはならない。Dさんが弟Fさんの財産を相続した際には、これまで施設利用料の不足分を支払ってくれていたEさんに返金することは可能である。

解答 3



事例を読んで、Gさんの成年後見監督人に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

**[事例]**

知的障害のあるGさん(30歳)は、兄であるHさんが成年後見人に選任され支援を受けていた。しかし、数年後にGさんとHさんの関係が悪化したため、成年後見監督人が選任されることとなった。

- 1 Gさんは、成年後見監督人の選任請求を家庭裁判所に行うことができない。
- 2 Hさんの妻は、Hさんの成年後見監督人になることができる。
- 3 GさんとHさんに利益相反関係が生じた際、成年後見監督人はGさんを代理することができない。
- 4 成年後見監督人は、Hさんが成年後見人を辞任した場合、成年後見人を引き継がなければならない。
- 5 成年後見監督人は、GさんとHさんの関係がさらに悪化し、Hさんが後見業務を放置した場合、Hさんの解任請求を家庭裁判所に行うことができる。

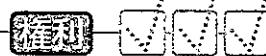
**Point**

成年後見監督人に関する設問である。成年後見監督人は必ず選任されるものではなく、成年後見人等の行う後見等の事務を監督するために必要があると認められる場合に、家庭裁判所が選任することとなっている。最高裁判所事務総局家庭局が集計する「成年後見関係事件の概況」に、成年後見監督人等が選任された事件数が明記されている。2023年(令和5年)1月から12月の1年間において、認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件(3万8002件)のうち、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人が選任されたものは1287件であり、これは全体の約3.4%である。また、選任された成年後見監督人等の内訳は、弁護士が632件、司法書士が482件、社会福祉士が14件、社会福祉協議会が120件、その他が38件となっている。

- 1 × 成年被後見人であるGさんも、家庭裁判所に対して、成年後見監督人の選任請求をすることができる。民法(以下、法)第849条において、「家庭裁判所は、必要があると認めるとときは、被後見人、その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができる」と規定されている。
- 2 × Gさんの成年後見人であるHさんの妻は、Hさんの成年後見監督人になることはできない。法第850条において、「後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることができない」と規定されている。さらに、法第847条において、「未成年者」「家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人」「破産者」「被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族」「行方の知れない者」は後見人になることができないと規定されており、この条文は、成年後見監督人等の欠格事由にも準用される。
- 3 × 成年後見監督人はGさんを代理することができる。法第851条第4号に、後見監督人の職務として「後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること」と規定されている。
- 4 × 成年後見監督人は、成年後見人が辞任した場合、成年後見人を引き継ぐとはされていない。法第851条第2号に、後見監督人の職務として「後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること」と規定されており、速やかに、次の成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならないとされている。
- 5 ○ 選択肢のとおり。法第846条に「後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる」と規定されている。



## 【権利擁護と成年後見制度】



次のうち、「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」（最高裁判所事務総局家庭局）に示された「成年後見人等」に選任された最も多かった者として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 親族
- 2 弁護士
- 3 司法書士
- 4 社会福祉士
- 5 市民後見人

(注) 「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人及び補助人のことである。

### Point

最高裁判所事務総局家庭局は、毎年全国の成年後見制度の利用実績をまとめ、「成年後見関係事件の概況」として公表している。本調査結果をもとにした成年後見制度の現状と傾向は、「権利擁護と成年後見制度」の頻出問題になっている。成年後見人等の選任対象をはじめとした成年後見制度の利用に関する主な特徴や傾向などは、最新の「成年後見関係事件の概況」\*を参照し、その要点を理解しておくことが必要である。

- 1 × 禁治産制度から成年後見制度へと移行した2000年（平成12年）当初は親族が最も多かったが、徐々に親族以外と割合が逆転している。成年後見人等と本人との関係についてみると、関係別件数（合計）3万9564件のうち、親族は7560件（19.1%）となっており、親族以外の3万2004件（80.9%）とは大きな差がある。
- 2 × 成年後見人等は、親族以外に専門職や法人などの多様な主体によって担われている。弁護士は、国民の人権擁護を担う専門職である。弁護士が選任された件数は8682件で、「親族以外」のうち、2番目に多い。
- 3 ○ 弁護士とともに司法分野の専門職である司法書士は、全国各地で広く成年後見人等の担い手として活躍している。司法書士が選任された件数は1万1764件で、「親族以外」のうち、最も多い。
- 4 × 社会福祉士は、ソーシャルワークの専門性により国民の人権を守る専門職として、弁護士、司法書士とともに成年後見人等を担っている。社会福祉士が選任された件数は5849件で、司法書士、弁護士に続いて3番目に多い。
- 5 × 市民後見人は、専門職の資格をもたない親族以外の成年後見人等として全国で養成が進められている。成年後見人等の人材不足を補う存在として注目されているが、実際に成年後見人等に選任される事件はまだ少なく、その数は271件である。

表 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳

親族	7,560件
親族以外	32,004件
弁護士	8,682件
司法書士	11,764件
内訳	
社会福祉士	5,849件
市民後見人	271件
その他	5,340件

解答 3

\* 「成年後見関係事件の概況（令和5年1月～12月）」が公表されている。